阿見 町議会会議録

平成21年第1回臨時会

(平成21年5月29日)

阿見町議会

平成21年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示······	1
◎第1号(5月29日) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
〇出席,欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3
○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
• 会議録署名議員の指名	6
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
• 諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・議案第37号から議案第41号(上程,説明,質疑,討論,採決) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第42号(上程,説明,質疑,討論,採決) ···············	L 6
○閉 会	8

第1回臨時会

阿見町告示第89号

平成21年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年5月22日

阿見町長 川田弘二

- 1 期 日 平成21年5月29日
- 2 場 所 阿見町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例等の一部改正について)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて (阿見町都市計画税条例の一部改正について)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて (阿見町国民健康保険税条例の一部改正について)
 - (5) 専決処分の承認を求めることについて (平成21年度阿見町一般会計補正予算 (第 1号))
 - (6) 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

第 1 号

[5月29日]

平成21年第1回阿見町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年5月29日(第1日)

○出席議員

1番 諏訪原 実 君 久保谷 2番 充 君 川畑秀慈君 3番 難 波 千香子 君 4番 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 一 君 7番 浅 野 栄 子 君 藤井孝幸君 8番 9番 千 葉 繁 君 10番 久保谷 君 実 12番 天 田 富司男 君 13番 小松沢 秀 幸 君 14番 倉 持 松 雄 君 15番 大 野 孝 志 君 17番 佐藤 幸 明 君 18番 正 幸 君 細 田

○欠席議員

 11番
 吉田
 市君

 16番
 櫛田
 豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長 川田 弘二君 副 長 誠 君 町 大 﨑 教 育 長 大 﨑 治 美 君 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 総 民 生 部 長 横田健一君 生活產業部長 川村忠男 君 都市整備部長 桑 康 司 君 田 教 育 次 長 横 田 充 新 君 防 消 長 尾房雄 君 瀬 総 務 課 長 篠 原尚彦 君 企画財政課長 君 篠 﨑 慎 一 税 務 課 長 野 静 男 君 国保年金課長 吉 田 衛 君 建 設 課 長 浅 野 耕 君 予科練平和記念館 湯原幸徳君 整備推進室室長

○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 﨑 貴 之

平成21年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成21年5月29日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)
 - 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例等の一部改 正について)
 - 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町都市計画税条例の 一部改正について)
 - 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町国民健康保険税条 例の一部改正について)
 - 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度阿見町一般 会計補正予算(第1号))
- 日程第5 議案第42号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

午前10時00分開会

○議長(諏訪原実君) 定刻になりましたので、ただいまから、平成21年第1回阿見町議会臨 時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御 了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,会議録署名議員の指名について,本臨時会の会議録署名議 員は、会議規則第120条の規定によって、

> 14番 倉 持 松 雄 君

> 15番 大野孝志君

を指名します。

会期の決定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決 定しました。

諸般の報告

○議長(諏訪原実君) 次に日程第3,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本臨時会に提出された案件は、町長提出議案第37号から議案第42 号の以上6件であります。

次に、監査委員から平成21年2月分から4月分に関する例月出納検査結果について報告があ りましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町税条例等の一部改正について)

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (阿見町都市計画税条例の一部 改正について)

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(阿見町国民健康保険税条例の 一部改正について)

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度阿見町一般会計 補正予算(第1号))

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第4、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)、議案第38号、専決処分の承認を求めることについて (阿見町税条例等の一部改正について)、議案第39号、専決処分の承認を求めることについて (阿見町都市計画税条例の一部改正について)、議案第40号、専決処分の承認を求めることに ついて(阿見町国民健康保険税条例の一部改正について)、議案第41号、専決処分の承認を求 めることについて(平成21年度阿見町一般会計補正予算(第1号))、以上5件を議題といた します。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 皆さん,おはようございます。本日は,平成21年第1回臨時会を招集しましたところ,議員各位には公私とも御多用の中,御出席をいただきまして,ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速ですが、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行った議案第37号から議案第41号の専決処分に係る議案について、同条第3項の規定に基づき提案理由を申し上げます。まず、議案第37号は、平成21年2月2日午後1時40分ごろ、阿見町大字実穀69番地2地先町道第1250号線を走行中、道路に陥没箇所があったため、走行中の車両に損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めるものであります。

次に、議案第38号から第40号の議案について御説明申し上げます。

平成21年度地方税法の一部を改正する法律が国会で本年3月27日に可決成立されたことを受け、町におきましても町税条例及び町都市計画税条例、町国民健康保険税条例について、当該改正を反映したものを4月1日より施行するため、3月31日をもって専決処分を行ったものであります。

議案第38号の町税条例の主な改正内容としましては、個人町民税関係において、所得税の住宅ローン控除の適用のある者で、平成21年から平成25年までに入居した者に限り、所得税から控除し切れなかった額を個人町民税から控除する制度を創設、また、平成21年及び平成22年中に取得した土地を所有期間5年間を超えて譲渡した場合の長期譲渡所得に係る1,000万円の特別控除が創設されたものであります。

固定資産税関係におきましては、平成21年評価替えに伴い、現行の住宅用地等の負担調整措置を平成21年度から23年度においても継続するものであります。

議案第39号の町都市計画税の改正内容は、宅地等に対して課する都市計画税の課税標準の特例の継続と地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行ったものであります。

議案第40号の主な改正内容としましては、地方税法にのっとり、中間所得者層への配慮など、被保険者間の税負担の公平を図る観点から、町国民健康保険税における介護納付金課税額の賦課限度額を9万円から10万円に引き上げたものであります。

また、上場株式等に係る配当所得等につきまして、総合課税方式または申告分離課税方式の どちらかの選択が可能になったことや、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間 の損益通算の特例が創設されたことなどに伴う条文の整理等を行ったものであります。

次に、議案第41号の一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,673万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ134億7,173万4,000円とするものであります。

その内容としましては、雇用情勢が厳しい状況にある中で、地域の実情や創意工夫に基づき 求職者等の雇用機会を創出する取り組みを支援するふるさと雇用再生特別交付金や、緊急雇用 創出事業として国からの交付金を財源に各都道府県に過去最大規模となる総額約4,000億円の 基金を創設し、平成21年度から3年間にわたり雇用機会の創出に取り組むこととなりました。 そのため、県においても創設された基金を財源とするふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急 雇用創出事業を実施することとしております。

町としましても、この県補助を積極的に活用し、当地域における求職者のために雇用機会の 創出を図ることが重要であると考えており、当事業を速やかに実施する必要があることから、 歳入で県補助金及び雑入、歳出で一般事務賃金及び業務委託料などの事業実施関係経費の計上 をしたものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上 げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) まず、議案第37号で損害賠償、実穀地内の場所の特定を説明してもらいたいと。

あと、いつも損害賠償を提案されるのは実穀地内が多いんですけれども、これはどういう理由なのか。

ひたち野うしくから荒川沖に抜ける新しい道路ができて、いわゆる本郷地内ですか、あそこ の道路は余り車が通らないと思うんですが、今回の場所はどこなのか教えていただきたい。

それから、今後の対応はどうするのかも、あわせて答弁を願いたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) ただいまの御質問に対するお答えをいたします。

まず、場所でございますが、町道1250号線を牛久から実穀方面に向かっている途中ということでございますが、場所としましては、県道の土浦稲敷線の旧道がございます。荒川沖の駅のほうから向かっていきまして、橋がございまして、その橋のちょっと手前あたりのところでございまして……。

〔「わかんねえな、そんじゃ。どこからどこの間と言わなきゃわかんないよ」と呼ぶ者あり〕 ○都市整備部長(桑田康司君) 何て説明すればいいですかね。今、牛久市内の区画整理が行われておりますが、そちらのところから県道のバイパスが現在、途中までできております。ひたち野うしく駅から出てきておりまして、それで、町道の、ちょうど当該道路、1250号線のところまでが現在、供用開始しておるわけでございます。そこから町道を通りまして、土浦稲敷線方面、実穀のほうの県道でございますね、そちらのほうに抜ける町道がございます。その途中に橋がかかっておりまして、そのちょっと手前、坂道をちょっとおりていく途中あたりかと思いますが、その辺のところ。道路としては、割と路面が傷んでいることの多い、そういった道路でございますが、その箇所での事故ということでございます。

今後の対応ということでございますけれども、道路に穴があったということでございます。 舗装道路というのは、やはり永久的にもつものではございませんので、時間がたってきますと 自然に劣化してまいります。そういった中で、路面にひび割れ等が入ってきて、そういうとこ ろをごらんになることもあるかと思いますが、そういったところが特に雨が降った後などに一 気に穴があくことがございます。そういったところに車が通りかかって,事故を起こしてしまったと,そういった状況でございます。

当時の事故の状況としましては、運転者が牛久方面から実穀方面に向かっている途中に道路 に穴があったところ、前方に車があって、穴の発見がおくれたと。また、対向車があったため に、それをうまく避けることもできなくて、事故が起きてしまったと、そういった状況が報告 されております。

道路は、常に安全に走行できるように管理していくということが道路法上、義務づけられて おるわけでございますが、こういった自然な舗装の劣化の中で穴があいてしまうということは、 現実にたびたびあることでございまして、阿見町に限らず、いろんなところでこういったこと は起きており、また、こういった損害賠償事例もございます。これは本来、もちろんあっては ならないことで、道路は安全に走行できるように常に管理していかなければならないというこ とは確かでございますが、現実にそういったことが時々起きてしまうということで、イタチご っこ的な部分もございまして、なかなか根絶するということは難しいかとは思います。

ただ、今後ともですね、道路の管理につきましては、十分に注意をして行っていくということで、現在、シルバー人材センター等のほうに委託しておりまして、毎週木曜日に安全パトロールを実施して、傷んでいる箇所については補修すると、そういった対応をとっておりますが、今後ともこういった管理をさらに徹底して、十分、危険箇所を早目に見つけて、早目に補修して、そして、そういった事故が起こらないように、そういったパトロール体制を充実させていくということを今後の対応としては考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) この2日に起きたその後,どんなふうに処置したかは報告がないんですけれども、いつも専決処分で車の損害は議会さ出されているわけですよね。去年も12月でしたか、2件ぐらい、実穀、本郷、あの辺であったと思うんですが、特にあの辺は集中的に起きるっつうことは、逆に言えば、路盤がうんと劣化しているか、パトロールが不十分だと、その2つだと思うんですよね。

今の説明では、対向車があって、よけ切れなくなって、穴へ入って、車が、路面で下が損傷 したんだと思うんですけれども、毎回こんなことが議会に出てくるっつうのは、私は、道路の パトロール不足、その後の管理が全然改善されていないというふうに思われるんですけれども、 議会の答弁では、パトロールを強化して対応したいという同じ答弁が繰り返されているわけで すよね。同じ答弁が繰り返されても、穴ぼこで車の損傷が起きるっつうのが、私にはちょっと 理解できないわけですけれども、この2日の事故については、当然、穴埋めやったと思うんで すけれども、その対応はどんなふうにしたんですか。

それから、その穴の発見というのは、雨が降って急に穴があいたと説明がありますけれども、 2月2日のときの天気は今わかりませんけれども、それは雨が降って急に穴があいた場所なのか、それとも、前から穴があいていて車が落っこったのか、その辺の状況は具体的にどうだったんですか。

こういうことが何回も起きないように私は思っているわけですけれども,何回も起きるんで, くどく聞いているわけですけれども,その辺はどうなんでしょうか。うんと道路が劣化すれば, 舗装し直さなければだめなわけでしょう。その辺の対応はどうなんですか。

○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。

うに指示しておると、そういったところでございます。

○都市整備部長(桑田康司君) 道路陥没の発生につきましては、その直前の木曜日にその箇所をパトロールしております。その中では異常はなかったというふうに報告を受けております。 その後、金曜日、土曜日に雨が降りまして、そのときに多分、穴があいたものと思われます。 それ以前はなかったということですから、推定でございますが、雨が降ったときにあいたのではないのかなというふうに思われます。

道路のその穴による損傷ということ、実際にタイヤのパンクということでございましたけれども、道路の管理水準というのは、もちろん完璧に管理するように、例えば、国交省でやっております国道のパトロールのように、毎日その路線をパトロールするというふうなことができれば、かなりそういうことも防げるかと思います。国道、それから県道、市町村道という中で、管理水準をどういうふうにすればいいのかということは、これは一律にはなかなか申し上げられないことかと思います。そういった中で、県道などにおいても、たびたびそういった損傷等が起きております。県のほうでも、それなりに管理しておりますが、やはりそういうことがどうしても避けられない、たまに起きてしまう、そういった現実があるということでございます。町におきましても、こういった損傷がないように注意して管理しなければならないのはもちろんでございます。また、そういった中で、パトロールをさらにしっかり見るようにということで、現場のパトロールしておる者に対する注意喚起とか、そういったことは行っておりますが、町の管理水準をどこまでするかという議論はなかなか難しいかと思いますが、その回数を簡単に増やすと、あるいは人員をさらに増やすと、そういったこともなかなか難しい中では、現在ではパトロールにつきましては注意して早目に見つけると、そういったことを徹底するよ

穴のその後の処理でございますけれども、これは、そこで事故が起きたものですから、当然、 すぐに穴埋めはしたものと、そのように思っております。実際に穴埋めしたかどうか、私、直 接に確認はしておりませんが、その穴を放置したということは当然あり得ないことなので、も ちろんそれはすぐに埋めておると,そういうふうに承知しております。 以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 今の説明でわかったことは、要するに、阿見町の町道についてはひ び割れが多いと、特に雨が降ると突然穴があくというやつが説明でわかったわけですよね。

例えば、町なんかは、今年は雪降りませんでしたけれども、雪が降ったときなんかは、直ちに役場のほうの指示で業者がパトロールして、雪かきをするとかね、そういうことをやっているわけですよね。雨が降った後に穴があくっつうことならば、要するに、雨が降ったときは臨時にパトロールを、危ない箇所ですよね、ふやして注意するっつう対応とれば、定例で、例えば、毎週木曜日とかやっているのが、そうじゃなくて、雨の降ったときにはそのときに見回るということになれば、こういうことは防げるのかなというふうにも思うんですよね。だから、そういう対応をやる。

あと、一番いいのは、うんと舗装が劣化すれば、その場所を全面的に舗装し直すというのが 一番いいわけですよね。だから、その辺は、やっぱり町の舗装の状況が悪いっつうことならば、 やっぱり雨降った後はパトロールを強化するとか、そういう対応をとらないとまずいんじゃな いかなと私は思うんですけれども、それがとれないならば、ひび割れたところは全面的に早急 に舗装をし直すと。議会では、舗装の金がない金がないっつってんだから、パトロールぐらい は強化したらどうかなというふうに思うんですけれども、その辺は具体的にどうなんでしょう か。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) パトロールのあり方ということについての御質問ですが、シルバー人材センターにお願いしている部分につきましては、木曜日ということでお願いしております。委託先のほうの人間の動かし方、そういったこともあるでしょうから、なかなかそれを雨が降った後、臨時にということは、なかなか簡単にはできないかと思います。今後の課題として、その辺のところはとらえていきたいと思います。

そのほかにですね、職員も現場に行く途中途中、いろんなところ、危険箇所とか、そういった傷んでいる箇所とかをパトロールしておるところでございます。そういったところで、今後ですね、そういった雨の後にはなるべくそういうところを見回って、現場に行く途中に見回るとか、そういったことをさらに工夫してやってもらうというふうに考えております。それが現在考えられる対策かなと、そのように考えております。

- ○18番(細田正幸君) はい, 結構です。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 町税条例の一部改正なんですけれども、この中で上場株式の配当及び譲渡益の課税税率の改正というのがあるわけですけれども、詳しくは説明なかったんですけれども、これを見ると、平成21年から22年度までは特例で原則20%、23年に20%というふうになっていたわけですけれども、これは現行ですよね。それを今度、原則10%ですから、半分ですよね。もとに戻すのが24年、3年後になるわけですけれども、これはどっちかというと、金持ち優遇の税制なのではないかなというふうに思いますけれども、その点はどんなふうに考えているのでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。

上場株式等の配当と譲渡益の課税税率の改正ということです。今の細田議員がおっしゃいましたとおり、特例ということで、20%の課税を10%にするものの期間の延長ですね、22年度までだったものを23年度にするということです。

その原則20%なんですけれども、その20%の住民税と所得税の割合なんですけれども、原則の20%の場合は住民税が5%、所得税が15%というふうなことで、国のほうで決められております。今回は特例措置ということで10%になりましたので、住民税が3%、所得税が7%ということで、それぞれの割合が決まっておりまして、これは国のほうで決めた措置ということですので、それに従って町のほうも所要の改正をしたということでございます。

したがいまして,所得の多い方の優遇というような御意見もございましたけれども,国のほうの判断としては,そういった今の経済の状況を見ながらですね,そういった特例措置を延長したということで,それに従って住民税のほうも国の措置に従って,決めたものに従って改正をしたということでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) これは具体的に聞きたいと思うんですけれども、株式で利益を上げている人というのはそんなに多くはないと思うんですが、阿見町ではどのぐらいの例、それから、上場株式の譲渡益の課税ですか、そういうのは税収としてどのぐらいになっているんですか。ちなみに、20年度ですか、わからなければ19年度でもいいんですけれども、ちょっと状況を知らせてください。件数と金額ですね。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

20年度の結果ということでとらえているものです。課税の対象になった件数なんですけれど も、33件ということです。その課税の額なんですけれども。済みません。件数が33件で、町の 町民税ですね、のほうの税額が65万2,476円ということです。

- ○18番(細田正幸君) はい、わかりました。
 あと、これ、全部の件について質問できるわけでしょう。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 議案第40号ですね,阿見町国民健康保険税条例の一部改正について。これは介護保険の納める額ですか,9万円から10万円にして,中間所得層の軽減を図るというふうになっておりますけれども,阿見町に例をとれば,そういう中間層の軽減になるんですか。具体的にちょっと説明をお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。

介護納付金の限度額の設定につきましては、今まで9万円ということで、今回10万円に改正するということでございます。この改正によりまして、今年の1月末の課税ベースで申し上げますと、10万円を限度額ということで仮算定をいたしますと119世帯が該当するというふうに思われます。

それで、10万円を超える部分につきましては、限度額で減額される部分につきましては、1,460万円が減額されるというようなことでございます。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 限度額,これは高額所得者になると思うんですけれども,この119世帯というのは,介護保険の世帯の中ではどのぐらいの割合になりますか。介護保険の世帯数を言ってもらってもいいです。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えをいたします。 1月末ベースで言いますと、約4,400世帯というようなことでございます。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第41号の5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) 議案第38号の町税条例の一部改正について、先ほど質問したように、この中には一部金持ち優遇ですね、株式譲渡の問題が入っていると。私は、株式が買える人は普通の人よりかなり裕福な個人だと思いますので、それはやっぱり軽減措置を延長する必要はないというふうに思いますので、反対をいたします。
- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号から議案第41号の5件については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、順次起立により採決をいたします。 初めに、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第37号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第38号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第39号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第40号は、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案どおり承認することに賛成の諸君は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第41号は、原案どおり承認することに決しました。

議案第42号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、議案第42号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第42号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

人事院におきましては、平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の結果を踏まえ、5月1日、国会及び内閣に対し、国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に引き下げる勧告を実施しました。これを受けて、5月15日には一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、同日に国会へ法案が提出されました。さらに同15日に、茨城県人事委員会におきましても、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の期末手当等に関する報告及び勧告が実施されました。

阿見町におきましても,人事院勧告に準じた特例措置として,阿見町一般職員,特別職員の 期末・勤勉手当を暫定的に引き下げることに関する条例の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 人事院勧告で一時金を0.5カ月ですか、減額すると。今の説明で、茨城県の人事委員会勧告もそういう勧告をしたということなんですけれども、自治労の報告などを見ますと、茨城県の人事委員会勧告は調査をしていないんじゃないか。調査をしないで、ただ国の言うことを聞いて、右倣えでやっているんじゃないかなという指摘もありますけれども、それは事実かどうか、ちょっと教えてもらいたい。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

茨城県の人事委員会の勧告ということでございますので、ちょっと町のほうではそこら辺、 実際に調査したのかどうかというのは承知しておりません。

○議長(諏訪原実君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 人事院勧告,普通ならば8月に出されるわけですけれども,これは一般職のボーナスですね,一時金がわかってから公務員の給与を上げるか下げるか審議するのが人事院なわけですよね。今回は,それをはしょって3カ月前倒し,5月1日に勧告しているわけですから,これは人事院のルールを無視したやり方であるというふうにも思います。

この勧告が実施されれば、政府の言っていることが、いわゆる行政的にちぐはぐなわけですよね。今の麻生総理、よく言いますけれども、百年に一度のあるかないかの大不況だと。そのために、通常定例会期中で2次、3次の補正予算を上程して出すと。景気対策で、片方では14兆円弱ですか、それの予算、緊急予算を上げているわけですよね。それは、景気をよくするために上げていて、片方では公務員の人件費を引き下げると。阿見町では、この前、説明あった6万5,000円ですか。全国的には1人8万円ぐらいの減額になるというふうになるわけですよね。一時金が減額になるっつうことは、私は景気対策にはマイナスの要因になると。

そういう点では、一方で言われているのは、選挙が近いので、自民党・政府が、いわゆる 我々は公務員削減、それから、給与を引き下げるということをやったんだということで、選挙 の実績づくりがあるんじゃないかと、そういう話もあるわけですけれども、今回の通常じゃな くて異例の勧告をするということについては、到底、整合性がないと。景気対策からいっても マイナスになると。

我々の議員の歳費も引き下げられるということですけれども、それについては反対をしたい というふうに思います。 以上です。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第42号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立により採決をいたします。 議案第42号は、原案どおり可決することに賛成の諸君、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。 よって議案第42号は、原案どおり可決することに決しました。 以上で本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○町長(川田弘二君) 本日は、6月議会を前にしまして急な臨時議会を招集いたしまして、 お願いしました議案についてすべて可決をいただきまして、ありがとうございました。

いろいろ,いろんな点で話題の多い時期でありますけれども,なかなか難しい要素がある時期であります。この後の全員協議会でまた説明させていただく事項等もありますが,6月議会の中で当面の課題等については十分御議論をいただきたいと考えておりますので,どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長(諏訪原実君) これをもちまして、平成21年第1回阿見町議会臨時会を閉会といたします。どうも御苦労さまでございました。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 倉 持 松 雄

署名員 大野孝志